

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

五十五歳を超える一般職の国家公務員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととする。 (第八条関係)

第二 施行期日等

- 一 この法律は、平成二十六年一月一日から施行すること。
- 二 その他所要の改正を行うこと。